

府中市が発注する建設工事の現場代理人の兼務に関する基準

平成 22 年 4 月 1 日 施行
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 6 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
令和 5 年 1 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この基準は、府中市が発注する建設に係る請負工事（以下「工事」という。）を複数同時に請け負っている受注者に対し、最初に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）との兼務（以下「兼務」という。）を認めるための条件について必要な事項を定めることにより、受注者の負担を軽減しつつ、工事における現場代理人等の役割を確保することを目的とする。

(兼務を認める要件)

第 2 条 府中市が発注する契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の工事で、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人を 3 件まで兼務することができる。ただし、契約金額が 130 万円未満の工事については、件数の制限はなしとする。

- (1) 兼務しようとする工事は、全て府中市の発注であること。ただし、施工場所が府中市内の広島県発注工事については、広島県が現場代理人の兼務を承認する場合は、兼務を認めるものとする。
- (2) 既に契約を締結している工事の契約金額が、いずれも 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満であること。ただし、同一の場所又は近接した場所において施工する工事のうち、府中市が「近接工事」と指定する工事の場合は、この限りではない。
- (3) 兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

- (4) 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない記載がある工事でないこと。
 - (5) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等の適切な対応ができること。
 - (6) 低入札価格調査工事でないこと。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、府中市が発注する契約金額500万円以上4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事において、前項各号の要件を全て満たす場合には、現場代理人又は主任技術者として従事できる件数は3件までとする。

(届出)

第3条 現場代理人の兼務を希望する者は、様式第1号「現場代理人兼務届出書」を提出しなければならない。

- 2 監督員が必要とする場合は、兼務をしているそれぞれ工事の管理状況等を、様式第2号「工事管理状況報告書」により、監督員に報告しなければならない。

(不受理)

第4条 第2条の規定にかかわらず、工事を担当する課長が、工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したときは、兼務を認めないものとする。

(現場代理人の兼務解除権)

第5条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

- (1) 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合

- (2) この基準の規定に違反していると認められる場合

- (3) 偽りその他不正な手段により届出を行ったと認められる場合

2 前項の規定により現場代理人の兼務を解除するときは、様式第3号「現場代理人兼務解除通知書」により解除の理由を付して受注者に通知する。

3 第1項の規定により現場代理人の兼務を解除されたときは、安全管理及び工程管理に支障が生じないように、工事現場ごとに現場代理人を早急に専任し常駐させなければならない。

(現場代理人の変更)

第6条 受注者は、原則として、工事の期間中に現場代理人等を変更してはならない。

2 やむを得ない事情により現場代理人等の変更をしようとする場合は、あらかじめ文書により市長の承諾を得るものとする。

(兼務の中止)

第7条 兼務の中止をしようとする場合は、あらかじめ文書により市長の承諾を得るものとする。

(委任等)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。